

胎内市公共下水道・農業集落排水・し尿等下水道投入施設ほか
包括的維持管理業務委託事業者選定に係るプロポーザル実施要
領

(案)

令和 8 年 9 月 1 日

上下水道課・市民生活課

胎内市公共下水道・農業集落排水・し尿等下水道投入施設ほか
包括的維持管理業務委託事業者選定に係るプロポーザル実施要領

本業務は、胎内市公共下水道・農業集落排水・し尿等下水道投入施設ほか包括的維持管理業務委託について、受託事業者選定にあたっては単に委託費の多寡のみの比較である通常の競争入札ではなく、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により効率的・かつ効果的に事業運営ができるように性能規定として複数年契約で包括的に委託するものであり、下水道サービスレベルの維持・向上とともに業務の効率化を図ることを目的とし、プロポーザル方式により最も優れた者を選定する。

1 業務名

胎内市公共下水道・農業集落排水・し尿等下水道投入施設ほか包括的維持管理業務委託

2 業務内容

別紙 胎内市公共下水道・農業集落排水・し尿等下水道投入施設ほか包括的維持管理業務委託要求水準書のとおり

3 予定契約期間

令和9年4月1日から令和13年3月31日まで（4年間）

4 契約上限額

759,600千円（4年間の合計額とし、消費税及び地方消費税相当額を含む）
上記のうち公共下水道分499,400千円、農業集落排水分192,000千円、し尿等下水道投入施設分68,200千円とするが、この金額は契約時の予定価格となるものではない。
なお、提案見積額はこの上限を超えてはならないものとする。

5 参加資格等

・入札参加に関する条件

入札に参加できる者の形態は、2者による共同企業体（以下「企業体」という。）とし、その運営形態及び代表者の選定は次のとおりとする。ただし、企業体の構成員は、本件入札に係る他の企業体の構成員となれない。

ア 企業体の運営形態は、各構成員が対等な立場で一体となって業務を遂行する共同管理方式又は各構成員があらかじめ定めた分担業務を履行する分担履行方式とする。

イ 入札に参加する企業体は、代表構成員を選定するものとする。

ウ 代表構成員の出資比率は、50パーセントを超えるものとする。

エ 構成員の最小出資比率は、20パーセント以上とする。

なお、分担履行方式の場合においては、「出資比率」を「分担業務額の割合」と読み替えるものとする。

オ 企業体の入札参加者は、各構成員が他の入札参加者の各構成員と次の各号のいずれかの関係にないこと。ただし、（ア）又は（イ）の場合、子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）又は子会社的一方が会社更生法の更生会社又は民事再生法の再生手続きが存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合を除く。また、（ウ）の場合一方の会社等が会社更生法の更生会社又は民事再生法の再生手続きが存続中の会社である場合を除く。

（ア）親会社（会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある者同士が同一入札に参加すること。

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある者同士が同一入札に参加すること。

（ウ）一方の会社等の役員（「①代表権を有する取締役」、「②取締役（社外取締役を含み、委員会等設置会社の取締役を除く。）」、「③委員会等設置会社の執行役又は代表執行役」及び「④名称が異なっても①から③のいずれかの職務権限等に該当する者」をいう。以下同じ。）が他方の会社等の役員を兼務している関係にある場合で、その関係にある者同士が同一入札に参加すること。

（エ）一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を兼ねている関係にある場合で、その関係にある者同士が同一入札に参加すること。

・入札に参加する企業体の資格

入札に参加する企業体に必要な資格は、次のとおりである。

ア 構成員は、下水道処理施設維持管理業者登録規定（昭和62年建設省告示第1348）改正令和7年国土交通省告示269号の定めるところにより、国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。

イ 代表構成員は、1日の最大処理能力が11,500m³以上の標準活性汚泥法又はそれと同等以上の処理方式を用いた下水道の終末処理場における水処理施設、汚泥処理施設の運転管理業務及びし尿処理施設の運転管理業務を地方公共団体又は地方公共団体が出資している団体から直接受託し、平成28年4月1日から令和7年3月31日までの10年間に於いて5年以上実施した実績を有する者とする。（共同企業体の構成員としての実績は含まない。）

ウ 代表構成員以外の構成員は、オキシデーションディッチ法又は回分式活性汚泥法

の処理方式を用いた下水道の汚水処理施設及び1日の最大処理能力が1,740m³以上の汚水処理施設の運転業務を地方公共団体又は地方公共団体が出資している団体から直接受託し、平成28年4月1日から令和7年3月31日までの10年間に於いて5年以上実施した実績を有する者とする。（共同企業体の構成員としての実績は含まない。）

エ 入札に参加する企業体は、本件業務の事業期間中については、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に規定する資格を有する者を、中条浄化センター及びし尿等下水道投入施設に2名、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第45条の各号に規定する資格を有する者を、農業集落排水処理場に1名選任できるとし、3名のうち1名は上記の資格を全て有する者を総括責任者として中条浄化センターに配置すること。

オ 本業務に係る業務要求水準を満たす技術を有すること。

カ 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に事業主として加入している者。ただし、上記の保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りではない。

キ 下のいずれにも該当しない者であること。

（ア）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

（イ）胎内市財務規則（平成17年胎内市財務規則第48号。以下「財務規則」という。）第121条に規定された者

（ウ）本件入札の公告日から落札決定までの期間に、財務規則に基づく入札参加停止措置を受けている者

（エ）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条の更生手続開始の決定を受けている者を除く。）

（オ）民事再生法（平成11年法律第25号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条の再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

（カ）本件入札の公告日から落札決定までの期間に、胎内市暴力団排除条例（平成23年10月6日制定）に基づく入札参加除外等の措置を受けている者

・入札参加資格要件確認基準日

入札参加資格要件の確認基準は、令和8年4月1日（水）とする。なお、基準日以降契約締結までの間に、上記に定める参加資格を欠くこととなった場合には、当該企業体は失格となる。

・入札参加に関する留意事項

入札参加に関する事項は次のとおりとする。

ア 費用負担等

資料の作成等に要する費用は参加者の負担とし、提出された資料等については返却しない。

イ 使用する言語、計量単位、通貨、時刻、参加及び契約履行に関して使用する言語は全て日本語とし、計量単位は計量法に定めるもの、通貨は日本国通貨、時刻は日本標準時間とする。

ウ 著作権

入札参加者から入札説明書等に基づき提出される書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市は本委託の範囲において公表する場合、その他市が必要と認める場合には、入札説明書等に基づき提出される書類の内容を無償で利用できるものとする。

エ 提出書類の取扱い

提出された書類については変更できないものとし返却しない。

オ 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、本件入札以外の目的で使用することはできない。

カ 配置を予定する下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に規定する有資格者の確認本件業務に専任で配置する有資格者は、構成員と参加資格等確認申請書の提出期限日の3か月以前から恒常的な雇用関係にあること。なお、配置を予定する有資格者を特定することができないときは、複数の候補者を資格確認資料に記載することができる。

キ 委託業務共同企業体協定

参加する企業体は、運営形態に応じた委託業務共同企業体協定書（様式－5－1号又は5－2号）を締結し、委任状（様式－6号）及び共同企業体使用印鑑届（様式－7号）を添えて当該企業体の代表構成員が資格確認書類として提出するものとする。なお、代表構成員又は構成員は、本店又は主たる営業所が新潟地域振興局、新発田地域振興局及び村上振興局管内に主たる営業所を有してある企業であること。

ク 虚偽の記載の禁止

参加資格等確認申請書、資格確認書類及び技術評価書に虚偽の記載をした場合は、これらの書類を無効とする。

ケ 独占禁止法等関係法令の遵守

参加にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

コ 競争の取りやめ

競争において妨害、不正行為、連合その他競争を公正に執行することができない事由を生じ又は生じるおそれがあると認められるときは、競争期日を延期し又は競争を取りやめることがある。

サ その他

説明書等に定めるもののほか、参加に当たって必要な事項が生じた場合には、胎内市ホームページ上にて通知する。 URL <https://www.city.tainai.niigata.jp/>

6 募集及び選定等の日程

項目	日程
プロポーザル審査委員会（内部会）	令和8年7月22日（水）
プロポーザル案件の公告	令和8年9月1日（火）
参加希望者の受付	令和8年9月1日（火）～令和8年9月25日（金）
参加希望に関する質問	令和8年9月1日（火）～令和8年9月9日（水）
要領・要求水準書に関する質問の受付	令和8年9月3日（木）～令和8年9月9日（水）
資料等の閲覧の申込み	令和8年9月3日（木）～令和8年9月9日（水）
参加表明者への指名通知	令和8年9月28日（月）
現地説明会への申込み締切	令和8年9月28日（月）まで
現地説明会	令和8年10月7日（水）又は10月8日（木）
企画提案に関する質問の受付	令和8年9月28日（月）～令和8年10月2日（金）
企画提案書の受付	令和8年9月28日（月）～令和8年10月16日（金）
最終選定参加者指名通知	令和8年10月20日（火）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年11月9日（月）
審査結果の公表	令和8年11月16日（月）
契約の締結	令和8年中

※上記の日程は予定であり変更することがある。変更がある場合は届出をしている事業者へは市担当者から直接連絡を入れさせていただきます。

7 参加希望受付

実施要領及び要求水準書等を十分確認し、業務委託の趣旨を踏まえたうえで、参加希望の事業者は、提案の意思確認を行うために参加希望書を事前に提出してください。

- （１）受付時間 令和8年9月1日（火）から令和8年9月25日（金）まで
時間は9時から17時（ただし、閉庁日を除く）
- （２）提出書類 ①参加希望書 様式－４
②委託業務共同企業体協定書 様式－５－１又は５－２
③共同企業体委任状 様式－６
④共同企業体使用印鑑届 様式－７
⑤下水道終末処理場の維持管理業務の実施実績 様式－９
⑥農業集落排水処理場の維持管理業務の実施実績 様式－１０
⑦し尿処理施設の維持管理業務の実施実績 様式－１１

- ⑧配置予定従業者調書 様式－12
- ⑨実務経験証明書 様式－13
- ⑩入札参加希望営業品目一覧表（様式は胎内市HPを参照）
- ⑪営業所（主たる営業所を除く）一覧表
- ⑫登記事項証明書（現在事項全部証明書）
- ⑬市税の納付証明書（市内業者のみ。未納税額のない証明書用）
- ⑭法人税又は申告所得税及び復興特別所得税の納税証明書
（未納税額のない証明書用）
- ⑮消費税及び地方消費税の納税証明書
（未納税額のない証明書用）
- ⑯財務諸表（直近のもの）
貸借対照表、損益計算書及び利益金処分（損失処分）計算書
（又は株主資本等変更計算書）
- ⑰暴力団等の排除に関する誓約書
- ⑱その他市長が必要とする書類
- ※各一部提出

共同企業体構成員も該当する書類を全て提出すること。

（３）提出方法 上下水道課窓口に直接持参又は郵送（受付期間内必着）

（４）参加表明者への指名通知 令和８年９月28日（月）発出予定。

8 要領・要求水準及び参加希望に関する質問の受付

実施要領・要求水準書及び参加希望に関する質問がある場合は、様式－１を提出してください。

（１）受付期間 令和８年９月１日（火）９時から令和８年９月９日（水）の正午まで

（２）提出方法 担当課へ様式－１により電子メールで提出のこと
メールの件名に「【要領・要求水準質問】又は【参加希望質問】」と明記のこと

（３）質問への回答 随時、胎内市ホームページに掲載します

9 現地説明会

（１）日時 令和８年10月７日（水）又は８日（木）
時間等は参加者が確定次第連絡します

（２）提出方法 参加希望者は様式－２で令和８年９月28日（月）正午までに下水道係へ電子メールで提出のこと
メールの件名に「【現地説明会参加申込】」と明記のこと

- (3) 実施場所 要求水準書別表－１に示した説明を受けたい施設
- (4) 受 付 胎内市役所「上下水道課事務所」下水道係までお越しください。
車は各自準備しヘルメット着用のこと。
- (5) そ の 他 参加表明者への指名通知が無かった場合は参加できません。

10 企画提案に関する質問の受付

企画提案に関する質問があるときは、様式－１を提出してください。

- (1) 受 付 期 間 令和８年９月２８日（月）９時から令和８年１０月２日（金）の
正午まで
- (2) 提 出 方 法 担当課へ様式－１により電子メールで提出のこと
メールの件名に「【企画提案質問】」と明記のこと
- (3) 質問への回答 随時、胎内市ホームページに掲出します

11 資料等の閲覧

資料等の閲覧を希望する場合は、様式－３を提出してください。

- (1) 受 付 期 間 令和８年９月３日（木）９時から令和８年９月９日（水）の
正午まで
- (2) 提 出 方 法 担当課へ様式－３により電子メールで提出のこと
メールの件名に「【資料閲覧申込】」と明記のこと
- (3) 閲 覧 資 料 ①公共下水道処理施設に関するもの
処理区図・電力受電種別・通報装置種別・管理年報
水質管理・放流水水質分析・河川水水質年報
水質月報・電気設備点検報告書
作業予定表・日常点検報告書・機械不具合発生報告書
運転管理業務報告書・包括的維持管理業務委託特記仕様書
施設図面・外部委託による点検業務報告書（金額の入っていない物に限る）
②農業集落排水処理施設に関するもの
処理区図・電力受電種別・通報装置種別・維持管理業務年報
水質分析外部委託・検査結果書・管理月報
電気設備点検報告書・維持管理業務日報
マンホールポンプ酸素硫化水素濃度測定値
作業報告書・故障報告書・処理場維持管理報告書
マンホールポンプ場維持管理報告書・外部委託による点検業務報告書（金額の入っていない物に限る）
③し尿処理施設に関するもの

管理年報・貸与品台帳・設備台帳（電気・機械）
機械不具合発生報告書・総合報告書
運転管理業務報告書・外部委託による点検業務報告書（金額
の入っていない物に限る）

12 企画提案書の受付

7（4）による指名通知を受けた事業者は企画提案書一式を提出してください。

- （1）提案受付期間 令和8年9月28日（月）9時から令和8年10月16日（金）
正午まで
- （2）提出方法 上下水道課窓口に直接持参又は郵送（受付期間内必着）
- （3）企画提案書 胎内市公共下水道・農業集落排水・し尿等下水道投入施設
ほか包括的維持管理業務委託
- （4）提出書類 ①企画提案書類提出届 様式－8
②Ⅰ業務体制一般についての提案 様式－14
③Ⅱ運転管理業務についての提案 様式－15
④Ⅲ保守点検・維持業務についての提案 様式－16
⑤Ⅳ社会貢献についての提案 様式－17
⑥Ⅴ省エネルギー等地球温暖化対策についての提案
様式－18
- （5）参考見積書 様式－19により契約上限額（消費税及び地方消費税相当額
を除く）以内で、業務委託料見積金額（消費税及び消費税相
当額を除く）を記載するとともに、提案内容に示された業務
に係る経費の見積内訳がわかるように作成すること
- （6）提出部数 企画提案書 正本1部 副本8部（写し可）
費用内訳書 正本1部 副本8部（写し可）
- （7）参加指名通知 令和8年10月20日（火）発出予定

13 選定方法（最終選定）

- （1）実施日時 令和8年11月9日（月）予定
- （2）公共下水道・農業集落排水・し尿等下水道投入施設ほか包括的維持管理業務
委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会という」）は、提案者から提
出された企画提案書及び参考見積を審査するにあたり、提案内容確認等のため
に参加者に対してプレゼンテーション（30分以内）、ヒアリング（20分以内）
を実施します。
審査は、審査委員会が作成した提案評価基準（別紙）に基づき審査し、最高得
点を獲得した者を最優秀提案者とする。

また、全参加者について採点を行い、評価点の合計が最も高い者を受託候補者とする。評価点の合計が同点の場合は、「Ⅱ 運転管理業務」、「Ⅰ 業務実施体制等一般」、「Ⅲ 保守点検・維持業務」、「Ⅴ 省エネルギー等地球温暖化対策」、「Ⅳ 社会貢献」の順に評価点を比較し、評価点が高い者を上位とする。すべての評価項目の評価点が同点の場合は、前記の評価項目の順に、各評価項目を構成する評価事項の評価点を配点の高い順に比較し、評価点が高い者を上位とする。なお、配点と同じ評価事項については、提案評価基準に記載された順に比較する。

その他、プレゼンテーションの順番については、企画提案書の受付順とする。

(3) 出席者及び説明者

プレゼンテーションへの出席者は7名までとし、出席者の役職及び氏名を様式-21により名刺を添付し当日提出のこと。

ただし、プレゼンテーションでの質問に対する回答は、配置予定業務責任者及び副責任者が主体となって説明すること。なお、参加者である企業以外の出席は認めない。

(4) 提案評価基準の評価項目

Ⅰ 業務実施体制等一般 Ⅱ 運転管理業務 Ⅲ 保守点検・維持業務
Ⅳ 社会貢献 Ⅴ 省エネルギー等地球温暖化対策

(5) 結果通知

最終選定結果は、全提案事業者に通知します。また、電話等での問い合わせは一切受け付けません。

(6) プロポーザル審査委員

委員長：副市長

委 員：副市長、上下水道課長、市民生活課長、日本下水道事業団職員
新潟県下水道公社職員、新潟食糧農業大学職員 計6名

(7) プレゼンテーション参加者

参加者が1者であった場合についても選定評価基準に従い審査を行います。

なお、業務評価点が6割に満たない場合は、受託候補者にならない場合があります。

(8) 結果通知

令和8年11月16日（月）発出予定。

14 契約の締結

(1) 原則として最優秀提案者を受託候補者として契約交渉を行い、業務委託契約を締結します。

(2) 受託候補者が業務委託契約を締結しない場合は、企画提案審査結果の上位者

から順に契約交渉を行います。

(3) 契約の締結は令和8年中を予定しております。

15 その他

(1) 本プロポーザルに参加する費用は参加者負担とします。また、提出された書類は返却しません。

(2) 企画提案書において虚偽の記載等不正な行為が判明したときは、次回の維持管理者選定のためのプレゼンテーションには、参加資格を与えない等の措置を行います。

(3) 本要領に定めのない事項については、協議のうえ決定することとします。

16 問い合わせ先

〒959-2693

新潟県胎内市新和町2番10号

胎内市役所

・汚水処理施設関係

上下水道課下水道係 担 当 中倉 満幸 ・ 河内 洋介

電 話 0254-43-6111 (代表) 内線6205
43-5741 (直通)

E-mail gesuido@city.tainai.lg.jp

・し尿等下水道投入施設関係

市民生活課生活環境係 担 当 森田 陽平 ・ 長谷川潤也

電 話 0254-43-6111 (代表) 内線1150

E-mail kankyou@city.tainai.lg.jp